

新型コロナウイルス感染症対策の充実を求める意見書

昨年12月以降、新型コロナウイルスに関連した肺炎(COVID-19)の発生が報告された。中華人民共和国湖北省武漢市で発生し爆発的に拡大を続け、世界各地で感染が報告される事態となっている。日本国内でも現在、東京を中心に急速な感染拡大が進みつつあり、新型コロナウイルス感染症への早急な対策が求められている。

国においては、これまで入国制限や空港等での検疫など水際対策の強化を図ってきたところであるが、感染経路が不明確な国内での感染症例が報告され、本市においても感染者が確認されたところであり、事態は刻々と変化してきており、深刻化することが懸念される。国は2月25日に「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を決定し、徹底した感染拡大防止策や感染者が大幅に増加した場合に備えた医療体制の整備等について、今後の対応への考え方を示したところである。その後も感染拡大防止のため、国民に対して、屋内外での大規模イベントの中止や延期、規模縮小について、社会への影響も日に日に大きくなっていることから、この方針に沿った対応を強力に推進していくことが必要である。これ以上の感染拡大等を防ぐためにも新型コロナウイルス感染症対策の充実は待ったなしの課題である。

よって、本市議会は国に対し、下記の事項を強く要望するものである。

記

- 1 国内における感染拡大防止のために、診察及び検査が適切に行えるよう、遺伝子検査(PCR法)体制の更なる強化・拡充を早急に図ること。
- 2 ワクチンの開発・製造を早急に進めるとともに、治療法を速やかに確立すること。
- 3 国の責任において、医療従事者に対し、新型コロナウイルスへの対応等に関する研修を実施するとともに、マスク、防護服、検査キット等の医療物資が不足することがないよう、必要量の確保に努めること。また、マスクや消毒薬などを高齢者福祉、障害者福祉及び保育・児童福祉などの各関係事業所や学校などに対する優先的供給を行うこと。
- 4 冷静に行動できるよう、国民、地方公共団体に対し、感染予防及び治療体制等について、正しい情報を迅速に提供すること。
- 5 感染拡大や風評被害による地域経済、特に中小企業への経済的影響を的確に把握し、国の責任のもと緊急の資金融資・補償等必要な対策を講ずること。
- 6 地方公共団体の新型コロナウイルス感染症対策に対し、全面的な財政支援を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣府特命担当大臣(経済財政政策)

総務大臣

宛て

文部科学大臣

厚生労働大臣

経済産業大臣

令和2年4月10日

那須塩原市議会議長 吉 成 伸 一